

盛岡広域振興局長告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年6月19日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡紫波町北日詰字牡丹野169番3、169番4、170番、171番、172番、173番、174番、175番、176番、177番、178番、179番、180番、181番、182番、183番、184番1、186番1、187番1、188番1、189番1、190番1、191番1、192番1、193番1、194番1、195番1、196番1、197番1、198番1、199番1、200番1、201番1、469番2、479番1、483番1及び483番2並びに平沢字境田175番、176番、177番、178番、179番、180番、181番、182番、183番、184番、185番1、185番3、186番2、190番、191番、192番、193番、194番、195番、196番、197番、198番、199番、200番1、200番2、277番2、280番、281番、283番1及び319番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市向中野七丁目18番16号 大和ハウス工業株式会社北東北支店